

## [看護の立場から] 看護教育における実践力の養成の現状と課題

淑徳大学 鈴木 恵理子

I 看護学の学士課程教育は昭和27年（1952年）に開始され、平成3年には全国でわずか11校だったが、本年には200校となり、看護師養成学校入学定員の2割を超えた。昭和26年に指定規則（保健師助産師看護師学校養成所指定規則）が制定された当初、看護師学校での実習時間は3年間で3927時間であった。当時の教育は、疾患とその看護法として技術の手順が学内で教えられ、その後臨床での長期の実習をとおして実践を学んでいた。

II 1970年代に入り、アメリカから患者個々に対しニーズを満たすための計画を立てて看護するという方法が導入され、その後、問題解決技法に則った「看護過程」（アセスメント→診断→計画→実践→評価）を教育することに多くの時間があてられるようになった。

この時期大学では、科学的根拠をもった看護を行なうための思考過程を訓練することが看護基礎教育の主な役割であり、どちらかといえば技術に関しては、原理原則さえ教えておけば卒業後に現場で学べば良いと考える傾向が強かった。

実習時間は平成元年（1989年）には1035時間と指定規則制定当初の3分の1以下に削減され、20年後の現在もほぼ同様である。この教育を受けた新卒者に対しては「実習が少なく座学が多い＝実践力が弱い」「頭でっかちで手が動かない」という批判が常に臨床側からあった。

III こうした看護系大学卒業生がその期待の大きさに比し看護実践能力が十分育っておらず、真に社会のニーズに応えていないという批判を受けて、文部科学省、厚生労働省は2000年頃より次々と審議会を設け10年余にわたって検討を続け、ようやく本年3月、文部科学省に設けられた「大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会」が最終報告を出した。

この報告には、看護実践を構成する能力として①ヒューマンケアの基本に関する実践能力、②根拠に基づき看護を計画的に実践する能力③特定の健康課題に対応する実践能力④ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力⑤専門職者として研鑽し続ける基本能力の5つがあげられており、それぞれを構成する合計20の看護実践能力（表1）が示され、学士課程卒業時の到達目標も具体的に記されている。（今のところ、大学の教育内容を制約するものではないとされている）

IV 示されたひとつひとつの能力は、なるほど看護を実践するにあたって必要な能力である。しかし卒業時の到達目標はこれらの能力についての知識を得るというレベルで書かれているものも多い。このことは医療の受け手の人権意識の変化、入院患者の重症化、入院期間の短期化などで臨地実習の条件がますます厳しくなっている現在、学士課程の学生が実践できる内容はおのずと制限されるという現実を反映した結果であろう。

看護実践力とは目の前の対象者の状況を判断し、そのとき、その場のその人に適した方法で看護の技術を用いることができることであり、実践力の養成は大半を卒後教育にゆだねざるを得ないと考える。

さいわい上記の最終報告に先立ち、厚生労働省は新人看護職の基礎教育終了時点の能力と、看護現場で求められる能力との乖離が大きいという現実に対応して新人看護職員の卒後臨床研修を平成22年から努力義務化している。学士課程では学内演習に模擬患者やシナリオを用いるなどさまざまな工夫を凝らして、臨地実習を補う努力をするとともに、卒業生を受け入れる医療施設側と実践能力の教育内容について連携をとり、学士課程卒業生の実践能力が継続的に培われるように支援することが求められている。

表1 5つの能力群と20の看護実践能力の一覧

<b>I群 ヒューマンケアの基本に関する実践能力</b>
1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力
2) 実施する看護について説明し同意を得る能力
3) 援助的関係を形成する能力
<b>II群 根拠に基づき看護を計画的に実践する能力</b>
4) 根拠に基づいた看護を提供する能力
5) 計画的に看護を実践する能力
6) 健康レベルを成長発達に応じて査定 (Assessment) する能力
7) 個人と家族の生活を査定 (Assessment) する能力
8) 地域の特性と健康課題を査定 (Assessment) する能力
9) 看護援助技術を適切に実施する能力
<b>III群 特定の健康課題に対応する実践能力</b>
10) 健康の保持増進と疾病を予防する能力
11) 急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力
12) 慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する人々を援助する能力
13) 終末期にある人々を援助する能力
<b>IV群 ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力</b>
14) 保健医療福祉における看護活動と看護ケアの質を改善する能力
15) 地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力
16) 安全なケア環境を提供する能力
17) 保健医療福祉における協働と連携をする能力
18) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力
<b>V群 専門職者として研鑽し続ける基本能力</b>
19) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力
20) 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力

出典：大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告，2011